平成２７年（フ）第１４８７号
埼玉県川口市芝新町14番20号　住友ハイツ101号
債務者　橋場　隆治
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８８号
埼玉県川口市芝新町14番20号　住友ハイツ101号
債務者　橋場すい子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
埼玉県川口市芝中田２丁目34番20号　エスポワール103号
債務者　浅野　政美
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０２号
埼玉県越谷市東柳田町12番４号　キャンベルハウス202
債務者　高橋　美紀
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０９号
埼玉県春日部市牛島842番地１
債務者　渥美　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６５４号
埼玉県ふじみ野市南台１丁目12番５号　レオパレスソレーユ202
債務者　佐藤　朋子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２８号
埼玉県所沢市松葉町24番３－205号　ガーディニアガーデン
債務者　小池　順也
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９号
埼玉県児玉郡美里町大字駒衣605番地１　ふるさとホーム美里
債務者　田代　芳雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３１２号
千葉県印旛郡栄町安食3437番地12（メゾン・ド・チェルシー壱番館202）
債務者　竹井　信子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３５号
千葉県成田市飯田町124番地59（ヴォナジョルナータ203）
債務者　森田　佳樹（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４号
千葉県八街市四木611番地１
債務者　森　　妙子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１９８２号
愛知県瀬戸市水無瀬町154番地　コーポ見付台Ⅰ　103
債務者　大澤万里子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４４号
京都市山科区音羽前田町18番地の２
債務者　山本さお里
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
岡山県倉敷市白楽町324番地12セジュール亀山101
債務者　浦丸　忠博
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４号
福岡県行橋市大字大谷2126番地３
債務者　今村　千鶴
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字野田24番地４北側号、旧住所岩手県奥州市江刺区藤里字迎井沢48番地
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第２１６号
群馬県安中市板鼻241－１　エステートパレス中島Ａ棟102、住民票上の住所群馬県安中市原市2150番地８
債務者　鰌目　明美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで前橋地方裁判所高崎支部